

秩父市後付け安全運転支援装置設置助成制度 Q & A

	質問	回答
	土日、祝日でも申請できますか？	<p>申請書の受付は、市役所の開庁日のみです。土日、祝日、年末年始の閉庁日は、受付できませんのでご注意ください。</p> <p>また、受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。ご了承ください。</p>
	申請書類は、どこでもらえますか？	市役所本庁舎2階の市民生活課の窓口又は各支所の窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することもできます。
	市内の各公民館でも申請できますか？	公民館での申請受付はできませんのでご了承ください。
	申請書は、代理の人に提出してもらっても良いですか？	<p>申請書は、家族や販売・設置事業所など代理の方がご提出いただいても結構です。</p> <p>ただし、申請者は補助対象者に限ります。</p>
	申請をするのは、安全装置を設置する前ですか？ 設置した後ですか？	設置販売事業者に依頼して安全装置を設置した後、書類をそろえて申請してください。
	安全装置を設置した後申請までの期限はありますか？	期限はありませんが、令和6年4月1日以降に設置したものに限ります。
	補助金の算出方法は？	<p>補助金額は、安全装置本体、部品、取付工賃の総額(消費税込み)の1/2以内の額で、1,000円未満の端数を切り捨て、上限25,000円です。</p> <p>修理や点検等の別の費用は含めないでください。</p> <p>例① :総額45,000円の場合 $45,000円 \times 1/2 = 22,500円$ ⇒補助金額22,000円</p> <p>例② :総額50,000円の場合 $50,000円 \times 1/2 = 25,000円$ ⇒補助金額25,000円</p>

	<p>65歳以上で自ら使用する自動車に設置したのですが、自分が営む会社名義の自動車です。補助対象にはなりますか？</p>	<p>本補助制度では、設置日時点で満65歳以上であっても「非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件ですので、事業用の会社の自動車に設置した場合は補助対象になりません。</p> <p>車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている車が対象です。</p>
	<p>所有者は65歳以上の人ですが、実際には65歳未満の子どもが自動車を使用しています。安全装置を設置すると補助対象になりますか？</p>	<p>本補助制度では、「65歳以上の人が、非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件です。申請者以外の人を使用する場合は、補助対象にはなりません。</p> <p>車検証の使用者欄に申請者の名前が記載されている必要があります。</p>
	<p>軽トラックに安全装置を設置したのですが、補助対象になりますか？</p>	<p>貨物車も対象となります。非営利で使用する自家用の自動車であれば、車検証の「用途」欄の「乗用」と「貨物」の区分はありません。</p> <p>営利目的で使用している貨物車は対象にはなりません。</p>
	<p>補助金を受け取った後、秩父市外へ転出することになってしまいました。補助金は返還となりますか？</p>	<p>申請日に秩父市に住民票があり、設置日時点で満65歳以上等の要件をすべて満たす個人であれば、対象になります。</p>
	<p>現在は市外に住んでいますが、近々、秩父市内に引っ越します。安全装置設置の補助対象になりますか？</p>	<p>申請日に秩父市に住民票があり、設置日時点で65歳以上等の要件をすべて満たす個人であれば、対象になります。</p>
	<p>添付書類「車検証の写し」は、所有者や使用者が申請者本人の名前ではありませんが、申請できますか？</p>	<p>車検証の使用者の欄に、申請者本人の名前が記載されていなければ対象者になりません。なお、所有者は、申請者本人に限定していませんので、別の人の名義でも構いません。</p> <p>本補助制度では、「満65歳以上の人、非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件です。</p>
	<p>添付書類「自動車運転免許証の写し」は、表面だけでよいですか？</p>	<p>原則表面だけで結構です。ただし、裏面に住所、名前等の変更内容が記載されている場合は、裏面の写しもご提出ください。</p>

	<p>添付書類「設置販売事業者が発行する安全装置の名称、設置費の内訳、設置日が確認できる書類の写し」は、どのようなものですか？</p>	<p>設置の際に設置販売事業者が発行する「納品・請求書」や「作業指示書」等で、左記内容が記載されている書類のことです。</p> <p>販売・設置事業者に上記のような書類がない場合等は、市の参考様式「販売・設置証明書」を使用して、販売・設置事業者に記入・押印を依頼し、添付してください。</p> <p>販売・設置事業者におかれましては、記入・押印のご協力をお願いします。証明者は店長（営業所長）名でご記入いただき、私印ではなく社印を押印してください。</p>
	<p>「交付申請者兼実績報告書」は、代筆でも良いですか？または、パソコンで入力しても良いですか？</p>	<p>申請者の意思を確認するため、また、同意事項を確認するため、様式内の署名は、必ず申請者本人が記入してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも構いません。</p>